

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00399		住所(所在地)	松阪市殿町1349番地1					
		施設名称	第一小学校(校舎)								
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和60年度					
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産					
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば第一小学校は明治6年創設の大手学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て現在に至る。								
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	18 台			
	土地	敷地面積	12516.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる 建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和61年 3月 4日		建物取得費	458,440,000 円		
		延床面積	3511.15 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成8年		耐震補強(実施年月)	平成8年					
	万歴大 円・規 模上 画改 修 (3等 0履)	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)		
		平成6年度			第一小学校<1F校舎兼2F体育館>			大規模改造	131,063,548 円		
		平成8年度			第一小学校<1F校舎兼2F体育館>			平成8年耐震	59,999,100 円		
		平成26年度			第一小学校<2F体育館>			屋内運動場天井改修工事	16,763,760 円		
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。										
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による			休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による			運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.05 人	
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費					運営・事業等経費					
	光熱水費					指定管理委託料					
	保守点検委託料					その他の経費					
	賃借料										
	修繕費					②小計					
	その他の経費					0					
	人件費					財 源					
	職員 等					補助金等収入					
	非常勤職員					使用料等収入					
	①小計					48,960					
④合計(①+②)－③					332,850						
④合計(①+②)－③					0						
④合計(①+②)－③					13,044,493						
④合計(①+②)－③					③年間収入合計						
④合計(①+②)－③					48,960						
④合計(①+②)－③					12,995,533 円						
④合計(①+②)－③					市民一人あたりのコスト						
④合計(①+②)－③					77.35 円						
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)				
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数		人	177	178	185	—	—			
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設							
特記事項											

各棟の状況

[illegible]

【平成28年度】

①施設の基本情報

施設番号S00410住所(所在地)松阪市垣鼻町633番地

施設名称第二小学校(校舎2)

根拠条例松阪市立学校設置条例設置年度平成3年度

担当部署教育委員会事務局 教育総務課財産区分12 公共用財産

設置目的小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。
なお、学校沿革表によれば明治42年創設の松阪第二尋常高等小学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て現在に至る。

②建物の概要

設置形態単独用途地域等第二種住居地域駐車場(収容台数)25台

土地敷地面積18407.00㎡所有者市借地期間・借地料—

主たる建物建物名称校舎2構造・階数鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階
用途校舎建築年月日平成4年3月25日建物取得費381,239,800円
延床面積2207.97㎡所有者市耐震基準新耐震基準
耐震診断(実施年月)不要耐震補強(実施年月)不要

万歴大円・規以計模上画改修等履
～(一)3等0の履

実施年度対象建物改修内容費用(税込)

リスク・高機能化対応度平成13年 大規模空調設備

管理・運営上の問題点平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。

廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。

③管理・運営の概要および経費

利用時間松阪市学校の管理に関する規則による休館日松阪市学校の管理に関する規則第4条による運営形態直営

委託期間(指定管理の場合)自至年月日

管理者・運営者名松阪市業務内容

正規職員人労務員0.05人再任用職員人非常勤職員人合計0.05人

施設の維持管理に係る経費施設の運営・事業に係る経費

維持管理経費11,858,603
光熱水費4,137,873
保守点検委託料874,077
賃借料3,628,366
修繕費229,616
その他の経費2,988,671
人件費332,850
職員等332,850
非常勤職員0

①小計12,191,453
④合計(①+②)-③12,191,453円

運営・事業等経費0
指定管理委託料
その他の経費
②小計0
財源補助金等収入
使用料等収入0
その他収入

③年間収入合計0
市民一人あたりのコスト68.49円

④施設の状況

利用内容単位実績数(過去3力年)H26H27H28H28実績(詳細)使用可能数稼働率(%)

児童数人153147141—

類似機能を有する公共施設近隣にある公共施設

特記事項

各棟の状況

[illegible]

【平成28年度】

①施設の基本情報

あいうの
あふれる中
いこいこ
Nishikubo Elementary School

施設番号	S00416	住所(所在地)	松阪市西之庄町150番地		
施設名称	第三小学校(校舎)				
根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和50年度	
担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治45年創設の松阪第三尋常小学校に起源があり、以後、第三国民学校への改称を経て、現在に至る。				

②建物の概要

設置形態		単独		用途地域等		第二種住居地域		駐車場(収容台数)		14 台				
土地		敷地面積		9189.00 m ²		所有者		市		借地期間・借地利		—		
主たる建物	建物名称		校舎					構造・階数		鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階				
	用途		校舎			建築年月日		昭和50年 4月 1日		建物取得費		340,450,000 円		
	延床面積		3412.00 m ²			所有者		市			耐震基準		旧耐震基準	
	耐震診断(実施年月)			平成9年					耐震補強(実施年月)			平成10年		
万歴大 円・規 以計模 上画改 修 (3等 0履)	実施年度		対象建物				改修内容					費用(税込)		
	平成10年度		第三小学校(校舎)				平成10年耐震					31,833,150 円		
	平成26年度		第三小学校(校舎)				副昇降口、屋外階段側外壁塗装改修					3,622,320 円		
リスク・高機能化対応度			平成13年 大規模空調設備											
管理・運営上の問題点			平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。											
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項			廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。											

③管理・運営の概要および経費

利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による				休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による				運営形態	直営															
委託期間(指定管理の場合)		自	年 月 日				至	年 月 日																		
管理者・運営者名		松阪市				業務内容																				
正規職員	人	労務員	0.05	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05	人	合計	0.10	人														
施設の維持管理に係る経費													施設の運営・事業に係る経費													
維持管理経費						13,746,590							運営・事業等経費						0							
光熱水費						5,610,743							指定管理委託料													
保守点検委託料						751,273							その他の経費													
賃借料						3,663,624																				
修繕費						572,400							②小計						0							
その他の経費						3,148,550																				
人件費						451,900							財源	補助金等収入												
職員 等						332,850								使用料等収入						11,220						
非常勤職員						119,050								その他収入												
①小計						14,198,490							③年間収入合計						11,220							
④合計(①+②)-③						14,187,270 円							市民一人あたりのコスト						84.45 円							

④施設の状況

利用内容	単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)	
		H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)
児童数	人	217	221	234	—	—
類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設		
特記事項						

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00430	住所(所在地)	松阪市鎌田町428番地4					
		施設名称	第四小学校(校舎 管理教室棟)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和43年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば大正14年創設の松阪第四尋常小学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	41 台		
	土地	敷地面積	10954.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる 建物	建物名称	校舎 管理教室棟			構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和44年 1月 1日	建物取得費	不明		
		延床面積	3528.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成11年			
	万歴大 円・規 以計 上画 改修 (3等 0の 0履)	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
		平成8年度			第四小学校(校舎)【S00430】			大規模改造	149,657,500 円	
		平成9年度			第四小学校(校舎)【S00430】			大規模改造	118,310,000 円	
		平成10年度			第四小学校(校舎)【S00430】			大規模改造	142,057,650 円	
		平成11年度			第四小学校(校舎)【S00430】			平成11年耐震	50,948,000 円	
		リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備							
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。							
		廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。							
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		18,039,886			運営・事業等経費		0		
	光熱水費		8,478,556			指定管理委託料				
	保守点検委託料		937,273			その他の経費				
	賃借料		2,968,186							
	修繕費		411,755			②小計		0		
	その他の経費		5,244,116							
	人件費		451,900			財 源	補助金等収入			
	職員 等		332,850				使用料等収入		131,580	
	非常勤職員		119,050				その他収入			
	①小計		18,491,786			③年間収入合計		131,580		
④合計(①+②)－③		18,360,206 円			市民一人あたりのコスト		109.29 円			
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	614	598	550	—	—		
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設						
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00445		住所(所在地)	松阪市久保町276番地				
		施設名称	第五小学校(校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和61年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の田原学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	52 台		
	土地	敷地面積	17328.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和62年 2月20日		建物取得費	376,700,000 円	
		延床面積	2660.30 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画 改 — 3等 0の 0履	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
		平成11年度			第五小学校(校舎)【S00442】			平成11年耐震	17,735,000 円	
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	0.05 人	非常勤職員	人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					0				
その他の経費					0					
人件費					財 源					
職員 等					補助金等収入					
非常勤職員					使用料等収入					
0					その他収入					
①小計					③年間収入合計					
16,497,129					84,150					
④合計(①+②)－③					市民一人あたりのコスト					
16,412,979 円					97.70 円					
④ 施設の状況	利用内容	単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)				
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	488	506	552	—	—			
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設								
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]

【平成28年度】

③管理・運営の概要および経費

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00481	住所(所在地)	松阪市川井町380番地						
		施設名称	松江小学校(校舎(教室、管理棟))								
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和50年度					
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産					
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の曲学校、明治8年創設の船江学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。								
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種住居地域		駐車場(収容台数)	32 台			
	土地	敷地面積	11799.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる 建物	建物名称	校舎(教室、管理棟)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和51年 1月 1日	建物取得費	171,665,000 円			
		延床面積	1883.67 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成9年			耐震補強(実施年月)	平成10年				
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 等 の 履 行	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)		
		平成10年度			校舎(教室棟)、校舎(教室、管理棟)			平成10年耐震	38,649,450 円		
		平成25年度			校舎(教室棟)、校舎(教室、管理棟)			校舎外壁改修工事(西棟道路側)	14,731,500 円		
		平成26年度			校舎(教室棟)、校舎(教室、管理棟)			校舎外壁改修工事(東・西棟・増築棟側)	36,927,360 円		
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による			休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による			運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.05 人	
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費					運営・事業等経費					
	光熱水費					指定管理委託料					
	保守点検委託料					その他の経費					
	賃借料										
	修繕費					②小計					
	その他の経費					0					
	人件費					財 源					
	職員 等					補助金等収入					
	非常勤職員					使用料等収入					
	①小計					126,480					
④合計(①+②)－③					③年間収入合計						
17,996,574					126,480						
17,870,094 円					市民一人あたりのコスト						
					106.37 円						
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)				
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数		人	390	376	374	—	—			
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設							
特記事項											

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00644		住所(所在地)	松阪市伊勢寺町26番地				
		施設名称	伊勢寺小学校(校舎 管理教室棟)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和48年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治9年創設の伊勢寺学校、深長学校、明治11年創設の岩内学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	24 台		
	土地	敷地面積	11022.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる 建物	建物名称	校舎 管理教室棟			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和48年10月 1日		建物取得費	不明	
		延床面積	1880.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成12年			
	万歴大 円・規 模上 画改 修 等 の 履 行	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
		平成12年度			伊勢寺小学校(校舎)【S00644,S00647】			平成12年耐震	53,020,500 円	
		リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備							
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	0.05 人	非常勤職員	人	合計	0.05 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		12,328,955			運営・事業等経費		0		
	光熱水費		3,653,708			指定管理委託料				
	保守点検委託料		1,330,485			その他の経費				
	賃借料		3,155,291							
	修繕費		886,404			②小計		0		
	その他の経費		3,303,067							
	人件費		165,900			財 源	補助金等収入			
職員 等		165,900			使用料等収入		75,890			
非常勤職員		0			その他収入					
①小計		12,494,855			③年間収入合計		75,890			
④合計(①+②)－③		12,418,965 円			市民一人あたりのコスト		73.92 円			
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	218	211	195	—	—		
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設						
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00556		住所(所在地)	松阪市小阿坂町188番地				
		施設名称	阿坂小学校(校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和58年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の小阿坂学校、明治8年創設の大阿坂学校、美濃田学校(創設年不詳)を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	17 台		
	土地	敷地面積	11572.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和59年 2月18日		建物取得費	286,343,000 円	
		延床面積	2160.19 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画 改 — (3等 0の 0履	実施年度			対象建物			改修内容		
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					0				
その他の経費					2,775,690					
人件費					財 源					
職員 等					補助金等収入					
非常勤職員					使用料等収入					
①小計					86,190					
④合計(①+②)－③					3					
10,940,887					③年間収入合計					
10,854,697 円					86,190					
					市民一人あたりのコスト					
					64.61 円					
④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)				
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	88	86	84	—	—			
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設								
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00507		住所(所在地)	松阪市松崎浦町751番地2													
		施設名称	松ヶ崎小学校(校舎)																
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和45年度													
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産													
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の中道学校、明治8年創設の松崎学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。																
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	20 台											
	土地	敷地面積	6922.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—										
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階												
		用途	校舎		建築年月日	昭和46年 3月 1日		建物取得費	不明										
		延床面積	1881.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準										
		耐震診断(実施年月)	平成9年			耐震補強(実施年月)	平成9年												
	万歴大 円・規 模上 画改 修 (3等 0履)	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)										
		平成9年度			松ヶ崎小学校(校舎)【S00512】			平成9年耐震	48,846,000 円										
		平成13年度			松ヶ崎小学校(校舎)【S00512】			大規模改造	79,495,500 円										
		平成25年度			松ヶ崎小学校(校舎)【S00512】			屋上防水工事	4,210,500 円										
		平成26年度			松ヶ崎小学校(校舎)			屋外階段、屋上フェンス設置工事	26,042,040 円										
		リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備																
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。																
		廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。																
	③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営										
委託期間(指定管理の場合)		自	年 月 日		至	年 月 日													
管理者・運営者名		松阪市		業務内容															
正規職員		人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.05 人									
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費														
維持管理経費					10,257,928														
光熱水費					2,648,292														
保守点検委託料					1,386,402														
賃借料					3,190,551														
修繕費					777,086														
その他の経費					2,255,597														
人件費					332,850														
職員 等					332,850														
非常勤職員					0														
①小計					10,590,778														
④合計(①+②)－③					10,557,628 円														
					②小計					0									
					財 源					補助金等収入									
										使用料等収入					33,150				
										その他収入									
					③年間収入合計					33,150									
					市民一人あたりのコスト					62.84 円									
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)												
				H26	H27	H28	使用可能数		稼働率(%)										
	児童数		人	70	62	54	—		—										
類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設														
特記事項																			

各棟の状況

[illegible]

【平成28年度】

③ 管理・運営の概要および経費

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00497		住所(所在地)	松阪市垣内田町6番地1				
		施設名称	東黒部小学校(校舎(給食室含む))							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	平成 2年度			
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治8年創設の阿弥陀寺学校、東黒部学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	13 台		
	土地	敷地面積	9678.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる 建物	建物名称	校舎(給食室含む)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成 3年 2月28日		建物取得費	400,112,378 円	
		延床面積	2141.22 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画 改修 (3等 0履 0履)	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
		平成25年度			東黒部小学校体育館			屋根塗装改修工事	5,668,950 円	
		平成26年度			東黒部小学校(校舎)			屋外階段、屋上フェンス設置工事	27,862,920 円	
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料									
	修繕費					②小計				
その他の経費										
人件費					財 源					
職員 等					補助金等収入					
非常勤職員					使用料等収入					
					その他収入					
①小計					③年間収入合計					
④合計(①+②)－③					市民一人あたりのコスト					
④ 施設の 状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)				
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	42	32	32	—	—			
	類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設					
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00534		住所(所在地)	松阪市西黒部町713番地1				
		施設名称	西黒部小学校(校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和49年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の西黒部学校、明治8年創設の松名瀬学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	20 台		
	土地	敷地面積	12980.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる 建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和49年 5月20日		建物取得費	不明	
		延床面積	2207.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成11年			
	万歴大 円・規 模上 画改 修 (3等 0の 0履)	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
		平成11年度			西黒部小学校(校舎)【S00534】			平成11年耐震	19,987,000 円	
		平成15年度			西黒部小学校(校舎)【S00534】			大規模改造	105,000,000 円	
		平成26年度			西黒部小学校(校舎)			読書室等雨漏り改修	4,000,000 円	
		平成26年度			西黒部小学校(校舎)			屋上フェンス設置工事	3,286,440 円	
		リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備							
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。							
		廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。							
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人
	施設の維持管理に係る経費									
	維持管理経費		10,373,722							
	光熱水費		4,588,154							
	保守点検委託料		772,746							
	賃借料		2,262,978							
	修繕費		547,936							
	その他の経費		2,201,908							
	人件費		119,050							
	職員 等		0							
	非常勤職員		119,050							
	①小計		10,492,772							
④合計(①+②)－③		10,458,602 円								
施設の運営・事業に係る経費										
運営・事業等経費		0								
指定管理委託料										
その他の経費										
②小計		0								
財 源										
補助金等収入										
使用料等収入		34,170								
その他収入										
③年間収入合計		34,170								
市民一人あたりのコスト		62.25 円								
④ 施設の 状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)				
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	87	82	80	—	—			
	類似機能を有する公共施設		近隣にある公共施設							
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]

【平成28年度】

③管理・運営の概要および経費

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00550		住所(所在地)	松阪市大宮田町195番地					
		施設名称	朝見小学校(校舎)								
		根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	平成10年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治8年創設の清水学校及び七見学校、明治10年創設の佐久米学校、明治13年創設の朝田学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。								
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	19 台			
	土地	敷地面積	8946.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる 建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	平成11年 3月 15日		建物取得費	340,200,000 円		
		延床面積	2024.14 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 模上 画改 修 等 の 履 行	実施年度	平成10年度		対象建物	朝見小学校(校舎)【S00550】		改修内容	平成10年改築		
		費用(税込)	502,781,673 円								
		リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
		廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
	③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
		委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
		管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
		正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費						
維持管理経費		8,570,971			運営・事業等経費		0				
光熱水費		2,720,733			指定管理委託料						
保守点検委託料		1,074,984			その他の経費						
賃借料		2,254,173									
修繕費		256,456			②小計		0				
その他の経費		2,264,625									
人件費		119,050			財 源	補助金等収入					
職員 等		0				使用料等収入		54,570			
非常勤職員		119,050				その他収入					
①小計		8,690,021			③年間収入合計		54,570				
④合計(①+②)－③		8,635,451 円			市民一人あたりのコスト		51.40 円				
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)				
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数		人	96	93	87	—	—			
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設					
特記事項											

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00615		住所(所在地)	松阪市豊原町1120番地						
		施設名称	てい水小学校(校舎 管理教室棟)									
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成12年度						
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産						
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の豊原学校、明治8年創設の清水学校、七見学校、山添学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。									
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	32 台				
	土地	敷地面積	12512.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—				
	主たる 建物	建物名称	校舎 管理教室棟			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階					
		用途	校舎		建築年月日	平成13年 3月28日	建物取得費	289,230,000 円				
		延床面積	1564.33 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準			
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要					
	万歴大 円・規 以計 上画 改 修 等 の 履 行	実施年度	平成12年		対象建物	校舎【S00615】、体育館【S00623】		改修内容	平成12年改築(耐震)及び改修		費用(税込)	362,593,165 円
		平成26年度	てい水小学校(校舎)				屋上防水改修工事				4,401,000 円	
		リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備									
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
		廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
	③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による			休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による			運営形態	直営	
委託期間(指定管理の場合)		自	年 月 日			至	年 月 日					
管理者・運営者名		松阪市			業務内容							
正規職員		人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.05 人		
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費							
維持管理経費					10,946,782							
光熱水費					4,589,949							
保守点検委託料					793,482							
賃借料					2,218,916							
修繕費					394,320							
その他の経費					2,950,115							
人件費					332,850							
職員 等					332,850							
非常勤職員					0							
①小計					11,279,632							
④合計(①+②)－③					11,227,612 円							
					②小計						0	
					財 源							
					補助金等収入							
					使用料等収入						52,020	
					その他収入							
					③年間収入合計						52,020	
					市民一人あたりのコスト						66.83 円	
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)					
				H26	H27	H28	使用可能数		稼働率(%)			
	児童数		人	206	207	206	—		—			
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設								
	特記事項											

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00627		住所(所在地)	松阪市目田町207番地				
		施設名称	潜代小学校(校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和58年度			
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産			
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば目田学校(創立年不詳)、明治7年創設の早馬瀬学校、明治8年創設の法田学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	17 台		
	土地	敷地面積	11164.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる 建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和59年 2月25日	建物取得費	281,140,000 円		
		延床面積	2160.19 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画 改 — (3等 0の 0履	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
	リスク・高機能化対応度	平成13年度 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					0				
その他の経費					2,239,238					
人件費					財 源					
職員 等					補助金等収入					
非常勤職員					使用料等収入					
①小計					10,729,961					
④合計(①+②)－③					10,678,451 円					
③年間収入合計					51,510					
市民一人あたりのコスト					63.56 円					
④ 施設の 状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)				
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	84	89	81	—	—			
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設								
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00518		住所(所在地)	松阪市大黒田町790番地					
		施設名称	花岡小学校(校舎 管理教室棟22)								
		根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和48年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の大黒田学校、駅部田学校、明治8年創設の山室学校、明治10年創設の田村学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。								
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種住居地域		駐車場(収容台数)	50 台			
	土地	敷地面積	13847.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる 建物	建物名称	校舎 管理教室棟22			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和48年 6月 1日		建物取得費	不明		
		延床面積	2808.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成11年				
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 — (3等 0の 履	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)		
		平成11年度			花岡小学校(校舎)【S00517、S00518】			平成11年耐震	29,965,000 円		
		平成14年度			花岡小学校(校舎)【S00517、S00518】			大規模改造	88,831,050 円		
		平成17年度			花岡小学校(校舎)【S00516】			平成17年耐震補強	3,339,000 円		
		平成27年度			花岡小学校(校舎)			給食室・図書室・音楽室等外壁改修	4,131,000 円		
		平成27年度			花岡小学校(校舎)			保健室内シャワー室改修工事	3,044,520 円		
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による			休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による			運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	0.05 人	非常勤職員	人	合計	0.10 人	
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費					16,447,359					
	光熱水費					6,253,096					
	保守点検委託料					1,435,512					
	賃借料					2,597,575					
	修繕費					568,738					
	その他の経費					5,592,438					
	人件費					498,750					
	職員 等					498,750					
	非常勤職員					0					
	①小計					16,946,109					
④合計(①+②)－③					16,898,169 円						
					②小計						
					0						
					財 源						
					補助金等収入						
					使用料等収入						
					47,940						
					その他収入						
					③年間収入合計						
					47,940						
					市民一人あたりのコスト						
					100.58 円						
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)				
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数		人	637	616	576	—	—			
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設							
特記事項											

各棟の状況

[illegible]

【平成28年度】

③ 管理・運営の概要および経費

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00608		住所(所在地)	松阪市矢津町1775番地				
		施設名称	大河内小学校(校舎(給食室含む))							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成 4年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治6年創設の寺井学校、明治9年創設の大河内学校、明治11年創設の矢津学校、勢津学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	28 台		
	土地	敷地面積	9235.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる 建物	建物名称	校舎(給食室含む)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成 5年 2月20日		建物取得費	421,947,740 円	
		延床面積	2260.36 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画 改 修 等 の 履 	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.05 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					0				
その他の経費					2,277,788					
人件費					332,850					
職員 等					332,850					
非常勤職員					0					
①小計					9,113,129					
④合計(①+②)－③					9,070,289 円					
					③年間収入合計					
					42,840					
					市民一人あたりのコスト					
					53.99 円					
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	85	83	93	—	—		
類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設					
特記事項										

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00637	住所(所在地)	松阪市小片野町945番地														
		施設名称	南小学校(校舎)																
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和40年度													
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産													
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革表によれば明治7年創設の大石学校、小片野学校、茅原田学校を起源とし、以後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。																
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	20 台											
	土地	敷地面積	13188.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—											
	主たる 建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階												
		用途	校舎		建築年月日	昭和41年 3月 1日	建物取得費	不明											
		延床面積	2284.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準										
		耐震診断(実施年月)	平成9年			耐震補強(実施年月)	平成10年												
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 (3 等 0 の 履	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)										
		平成7年度			南小学校(校舎)			大規模改造	116,856,680 円										
		平成8年度			南小学校(校舎)			大規模改造	112,505,317 円										
		平成9年度			南小学校(校舎)			大規模改造	115,774,895 円										
		平成10年度			南小学校(校舎)			平成10年耐震	31,713,000 円										
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備、平成23年 多目的トイレ																	
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。																	
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。																	
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営											
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日												
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容															
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人									
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費													
	維持管理経費					8,741,453													
	光熱水費					2,374,592													
	保守点検委託料					1,074,507													
	賃借料					2,570,665													
	修繕費					317,764													
	その他の経費					2,403,925													
	人件費					119,050													
職員 等					0														
非常勤職員					119,050														
①小計					8,860,503														
④合計(①+②)－③					8,817,153 円														
					②小計					0									
					財 源					補助金等収入									
										使用料等収入					43,350				
										その他収入									
					③年間収入合計					43,350									
					市民一人あたりのコスト					52.48 円									
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)												
				H26	H27	H28	使用可能数		稼働率(%)										
	児童数		人	89	79	73	—		—										
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設													
特記事項																			

各棟の状況

[illegible]

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S00656	住所(所在地)	松阪市光町1番地					
		施設名称	山室山小学校(校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和52年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 昭和53年花岡小学校より分離独立し、山室山小学校となる。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種低層住居専用地域		駐車場(収容台数)	57 台		
	土地	敷地面積	26493.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和53年 3月31日	建物取得費	417,200,000 円		
		延床面積	4556.90 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成10年			耐震補強(実施年月)	平成11年			
	万歴大 円・規 模上 画改 修 (3等 0の 0履)	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
		平成11年度			山室山小学校(校舎)【S00656】			平成11年耐震	9,562,000 円	
		平成18年度			山室山小学校(校舎)【S00656、S00665】			大規模改造	126,310,800 円	
		平成19年度			山室山小学校(校舎)【S00656】、エレベーター棟			大規模改造	118,522,950 円	
		平成20年度			山室山小学校(校舎)【S00656、S00659】			大規模改造	110,000,100 円	
	リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備、平成19年 大規模改造【エレベータ棟】								
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費		18,371,542		運営・事業等経費		0			
	光熱水費		7,476,291		指定管理委託料					
	保守点検委託料		1,487,877		その他の経費					
	賃借料		2,570,668							
	修繕費		634,615		②小計		0			
	その他の経費		6,202,091							
	人件費		451,900		財源	補助金等収入				
職員 等		332,850		使用料等収入		63,240				
非常勤職員		119,050		その他収入						
①小計		18,823,442		③年間収入合計		63,240				
④合計(①+②)-③		18,760,202 円		市民一人あたりのコスト		111.67 円				
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数	人	631	614	601	—	—			
	類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設				
特記事項										

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00667	住所(所在地)	松阪市上川町199番地					
		施設名称	徳和小学校(校舎 管理教室棟)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和54年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 昭和55年第五小学校より分離独立。							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	51 台		
	土地	敷地面積	20407.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる 建物	建物名称	校舎 管理教室棟			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和55年 3月 1日	建物取得費	不明		
		延床面積	4490.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成9年			
	万歴大 円・規 以計 上画 改 — (3 等 の 履	実施年度	平成9年度		対象建物	徳和小学校【S00667】		改修内容	平成9年度耐震	
		費用(税込)	59,073,000 円							
		リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備							
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。							
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	0.05 人	非常勤職員	人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					0				
その他の経費					0					
人件費					財 源					
職員 等					補助金等収入					
非常勤職員					使用料等収入					
①小計					70,890					
④合計(①+②)－③					その他の収入					
24,129,981					③年間収入合計					
24,059,091 円					70,890					
市民一人あたりのコスト					143.21 円					
④ 施設の 状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)				
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	840	845	815	—	—			
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設								
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S02002		住所(所在地)	松阪市嬉野堀之内町229番地				
		施設名称	豊地小学校(豊地小学校 新校舎棟)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	平成16年度			
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産			
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革については豊地小学校は薬王寺、堀之内、一志の各村にあった学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て現在に至る							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	25 台		
	土地	敷地面積	12951.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる 建物	建物名称	豊地小学校 新校舎棟			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成16年11月 5日		建物取得費	512,671,908 円	
		延床面積	2604.01 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画 改 — (3 等 0 の 0 履	実施年度			対象建物			改修内容		
	リスク・高機能化対応度	エレベーターあり								
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.05 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					0				
その他の経費					2,966,600					
人件費					332,850					
職員 等					332,850					
非常勤職員					0					
①小計					14,220,537					
④合計(①+②)－③					14,135,877 円					
③年間収入合計					84,660					
市民一人あたりのコスト					84.14 円					
④ 施設の 状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)				
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	187	181	180	—	—			
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設								
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S01448		住所(所在地)	松阪市嬉野中川町1057番地				
		施設名称	中川小学校(中川小学校 管理棟・普通教室)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和52年度			
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革については中川小学校は明治6年創設の小川小学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て現在に至る。							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種住居地域		駐車場(収容台数)	32 台		
	土地	敷地面積	15021.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる 建物	建物名称	中川小学校 管理棟・普通教室			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和53年 2月 1日		建物取得費	352,600,000 円	
		延床面積	1717.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成16年			耐震補強(実施年月)	平成18年			
	万歴大 円・規 以計 上画 改 修 等 の 履 行	実施年度			対象建物	改修内容			費用(税込)	
		平成18年度			特別棟・普通教室【S01449】屋外便所・渡り廊下【S01451】	平成18年耐震			25,424,700 円	
		平成21年度			管理棟・普通教室【S01448】特別棟・普通教室【S01449】	平成21年防水工事			6,013,350 円	
		リスク・高機能化対応度	エレベータあり							
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					補助金等収入				
	その他の経費					財 源				
	人件費					使用料等収入				
職員 等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					市民一人あたりのコスト					
④合計(①+②)－③										
④ 施設の 状況	利用内容	単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)				
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	630	647	648	—	—			
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設								
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]

【平成28年度】

③管理・運営の概要および経費

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S01456		住所(所在地)	松阪市嬉野田村町44番地				
		施設名称	中原小学校(中原小学校(嬉野)校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和53年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校沿革については中原小学校は明治8年創設の算所学校に起源があり、以後、幾度の改称・統合を経て現在に至る。							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	40 台		
	土地	敷地面積	7966.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる 建物	建物名称	中原小学校(嬉野)校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和54年 2月 1日		建物取得費	484,390,000 円	
		延床面積	2249.78 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成16年			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画 改 — (3 等 の 履	実施年度	平成8年度		対象建物	中原小学校(校舎)【S01456,S01457】		改修内容	放送設備一式	
		費用(税込)	5,448,700 円							
		リスク・高機能化対応度								
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。							
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.05 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					0				
その他の経費					2,511,584					
人件費					332,850					
職員 等					332,850					
非常勤職員					0					
①小計					12,869,196					
④合計(①+②)－③					12,826,956 円					
③年間収入合計					42,240					
市民一人あたりのコスト					76.35 円					
④ 施設の 状況	利用内容	単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)				
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数	人	136	150	148	—	—			
	類似機能を有する公共施設	近隣にある公共施設								
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01563		住所(所在地)	松阪市曾原町774番地				
		施設名称	天白小学校(天白小学校(三雲)校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和63年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革について明治6年に創設された中道学校、明治9年の曾原学校を起源としており、その後幾多の統合・改称を経て、現在に至る。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	40 台		
	土地	敷地面積	16135.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	天白小学校(三雲)校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成 1 年 3 月 10 日	建物取得費	600,710,000 円		
		延床面積	2930.77 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 (3 等 0 の 履	実施年度			対象建物	改修内容		費用(税込)		
		平成3年度			校舎	新館増築		164,500,000 円		
		平成11年度			校舎、食堂	新館増築 食堂増築		66,640,000 円		
		平成23年度			校舎	新館増築		117,201,000 円		
		平成27年度			下水道	下水道接続工事		3,060,720 円		
		リスク・高機能化対応度	平成12年 多目的トイレ、平成20年 多目的シャワー室							
		管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。							
		廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。							
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		15,893,846			運営・事業等経費		0		
	光熱水費		4,876,940			指定管理委託料				
	保守点検委託料		1,608,608			その他の経費				
	賃借料		1,156,532							
	修繕費		2,803,580			②小計		0		
	その他の経費		5,448,186							
	人件費		451,900			財 源	補助金等収入			
	職員 等		332,850				使用料等収入		61,200	
	非常勤職員		119,050				その他収入			
	①小計		16,345,746			③年間収入合計		61,200		
④合計(①+②)－③		16,284,546 円			市民一人あたりのコスト		96.93 円			
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数	人	480	504	515	—	—			
	類似機能を有する公共施設		近隣にある公共施設							
特記事項										

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01548		住所(所在地)	松阪市笠松町279番地				
		施設名称	鵜小学校(鵜小学校(三雲)校舎)							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和57年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革について明治8年創立の笠松学校、明治14年の五主学校を起源としており、その後幾度の統合・改称を経て、現在に至る。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	44 台		
	土地	敷地面積	12573.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる建物	建物名称	鵜小学校(三雲)校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和58年 3月 5日		建物取得費	467,840,000 円	
		延床面積	2176.35 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画 改 修 等 の 履	実施年度			対象建物	改修内容		費用(税込)		
		平成27年度			鵜小学校(校舎)	校舎屋上防水改修		14,114,520 円		
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点		平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。							
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。							
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		8,244,108			運営・事業等経費		0		
	光熱水費		2,726,815			指定管理委託料				
	保守点検委託料		1,521,238			その他の経費				
	賃借料		1,200,594							
	修繕費		458,449			②小計		0		
その他の経費		2,337,012								
人件費		119,050			財源	補助金等収入				
職員 等		0				使用料等収入		101,490		
非常勤職員		119,050				その他収入				
①小計		8,363,158			③年間収入合計		101,490			
④合計(①+②)－③		8,261,668 円			市民一人あたりのコスト		49.18 円			
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	133	127	106	—	—		
類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設					
特記事項										

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01557	住所(所在地)	松阪市小野江町355番地														
		施設名称	小野江小学校(小野江小学校(三雲)校舎)																
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和62年度													
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産													
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、明治6年須川学校を創立し、その後幾度の統合・改称を経て、現在に至る。																
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	13 台											
	土地	敷地面積	11753.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—											
	主たる建物	建物名称	小野江小学校(三雲)校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階												
		用途	校舎		建築年月日	昭和62年 8月31日		建物取得費	566,950,000 円										
		延床面積	2637.38 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準										
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要												
	万歴大 円・規 以計 上画 改 修 等 の 履	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)										
		平成25年度			小野江小学校(校舎)【S02336】			増築工事	212,084,934 円										
		平成25年度			小野江小学校体育館【S01559】			屋根等改修工事	13,113,450 円										
		リスク・高機能化対応度																	
	管理・運営上の問題点		平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。																
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。																
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営											
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日													
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容															
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.05 人									
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費													
	維持管理経費					12,116,601													
	光熱水費					4,323,170													
	保守点検委託料					1,531,342													
	賃借料					1,191,789													
	修繕費					939,460													
	その他の経費					4,130,840													
	人件費					332,850													
職員 等					332,850														
非常勤職員					0														
①小計					12,449,451														
④合計(①+②)－③					12,382,331 円														
					②小計					0									
					財 源					補助金等収入									
										使用料等収入					67,120				
										その他収入									
					③年間収入合計					67,120									
					市民一人あたりのコスト					73.70 円									
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)												
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)											
	児童数		人	227	247	298	—	—											
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設															
	特記事項																		

各棟の状況

[illegible]

【平成28年度】

①施設の基本情報



施設番号	S01554	住所(所在地)	松阪市市場庄町20番地		
施設名称	米ノ庄小学校(米ノ庄小学校(三雲)校舎)				
根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成 3年度	
担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革について明治6年創設の久米学校、上ノ庄小学校を起源とし、その後幾度の統合・改称を経て、現在に至る。				

②建物の概要

設置形態	単独		用途地域等		市街化調整区域		駐車場(収容台数)		35 台	
土地	敷地面積	16834.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地利		—		
主たる建物	建物名称	米ノ庄小学校(三雲)校舎				構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
	用途	校舎		建築年月日	平成 3年 9月30日		建物取得費	570,610,000 円		
	延床面積	2973.09 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準		
	耐震診断(実施年月)		不要			耐震補強(実施年月)		不要		
万歴大 円・規 以計模 上画改)(修 3等 0の 0履	実施年度	対象建物			改修内容				費用(税込)	
リスク・高機能化対応度										
管理・運営上の問題点		平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								

③ 管理・運営の概要および経費

利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による				休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による				運営形態	直営			
委託期間(指定管理の場合)		自	年 月 日				至	年 月 日						
管理者・運営者名		松阪市				業務内容								
正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05人	合計	0.05人					

施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費			
維持管理経費		9,243,733		運営・事業等経費	運営・事業等経費		0
光熱水費		2,274,773			指定管理委託料		
保守点検委託料		2,238,015			その他の経費		
賃借料		1,156,532					
修繕費		717,184			②小計		0
その他の経費		2,857,229					
人件費		119,050		財源	補助金等収入		
職員 等		0			使用料等収入		46,920
非常勤職員		119,050			その他収入		
①小計		9,362,783		③年間収入合計		46,920	
④合計(①+②)－③		9,315,863 円		市民一人あたりのコスト		55.45 円	

④施設の状況

利用内容	単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)	
		H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)
児童数	人	117	128	150	—	—
類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設			
特記事項						

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S01700	住所(所在地)	松阪市飯南町上仁柿194番地					
		施設名称	仁柿小学校(仁柿小学校(校舎))							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和39年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革については明治7年の上仁柿小学校の創立に遡るが、平成22年に児童数の減少を理由に休校となる。							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	10 台		
	土地	敷地面積	4952.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる 建物	建物名称	仁柿小学校(校舎)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和40年 3月 1日	建物取得費	不明		
		延床面積	1488.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成16年			耐震補強(実施年月)	平成17年			
	万歴大 円・規 模上 画改 修 等 の 履 行	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
		平成17年度			校舎(校舎)【S01700】			平成17年地震補強	39,174,450 円	
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点		現在、学校としては休校となっています。しかし、最低限の維持管理経費は掛かっていますので、今後の学校としてのあり方や、他の活用方法の有無など検討していく必要があります。							
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。							
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		758,325			運営・事業等経費		0		
	光熱水費		295,205			指定管理委託料				
	保守点検委託料		449,976			その他の経費				
	賃借料		0							
	修繕費		0			②小計		0		
その他の経費		13,144								
人件費		0			財 源	補助金等収入				
職員 等		0				使用料等収入		0		
非常勤職員		0				その他収入				
①小計		758,325			③年間収入合計		0			
④合計(①+②)－③		758,325 円			市民一人あたりのコスト		4.51 円			
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	0	0	0	—	—		
類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設					
特記事項										

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01693		住所(所在地)	松阪市飯南町深野3688番地				
		施設名称	柿野小学校(柿野小学校(校舎))							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和38年度			
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、明治初期の私立学校を起源に明治8年の公立深野村学校を経て幾度の改称・統合を経て、現在に至る。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	24 台		
	土地	敷地面積	8372.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—	
	主たる建物	建物名称	柿野小学校(校舎)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和38年 8月 1日		建物取得費	不明	
		延床面積	1868.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成7年		耐震補強(実施年月)	平成8年				
	万歴大 円・規 模上 画改 修 等 の 履	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
		平成8年度			柿野小学校(校舎)			耐震補強	不明	
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点		平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。							
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。							
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費		12,036,302			運営・事業等経費		0		
	光熱水費		2,100,119			指定管理委託料				
	保守点検委託料		1,413,638			その他の経費				
	賃借料		5,387,304							
	修繕費		955,496			②小計		0		
その他の経費		2,179,745			財源		補助金等収入			
人件費		119,050					使用料等収入			
職員 等		0					12,240			
非常勤職員		119,050					その他収入			
①小計		12,155,352			③年間収入合計		12,240			
④合計(①+②)－③		12,143,112 円			市民一人あたりのコスト		72.28 円			
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H28実績(詳細)			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	84	84	78	—	—		
類似機能を有する公共施設					近隣にある公共施設					
特記事項										

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01705		住所(所在地)	松阪市飯南町粥見3954番地1					
		施設名称	粥見小学校(粥見小学校(校舎))								
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和35年度					
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産					
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革については明治9年の津本小学校、追分小学校、畑井小学校の開設、その後幾度の改称・統合を経て、現在に至る。								
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	18 台			
	土地	敷地面積	9848.00 m ²		所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	粥見小学校(校舎)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和35年 8月 1日		建物取得費	不明		
		延床面積	2212.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成13年			耐震補強(実施年月)	平成14年				
	万歴大 円・規 模 上 画 改 修 (3 等 0 の 履	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)		
		平成4年度			粥見小学校(校舎)			外装工事等	32,651,000 円		
		平成5年度			粥見小学校(校舎)			外装工事等	28,144,750 円		
		平成6年度			粥見小学校(校舎)			建具など	39,758,000 円		
		平成7年度			粥見小学校(校舎)			建具・内装等	37,636,200 円		
		平成14年度			粥見小学校(校舎)			耐震補強	23,625,000 円		
リスク・高機能化対応度	平成15年 大規模改造(トイレ改修)										
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。										
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等にあたって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による			休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による			運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人	
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費					11,372,814					
	光熱水費					2,413,954					
	保守点検委託料					639,801					
	賃借料					5,387,304					
	修繕費					538,748					
	その他の経費					2,393,007					
	人件費					119,050					
職員 等					0						
非常勤職員					119,050						
①小計					11,491,864						
④合計(①+②)－③					11,491,864 円						
					②小計						
					0						
					財 源						
					補助金等収入						
					使用料等収入						
					0						
					その他収入						
					0						
					③年間収入合計						
					0						
					市民一人あたりのコスト						
					68.40 円						
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H28実績(詳細)				
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率(%)			
	児童数		人	121	113	108	—	—			
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設							
特記事項											

各棟の状況

[illegible]

【平成28年度】

①施設の基本情報

施設番号

S01713

住所(所在地)

松阪市飯南町有間野1064番地

施設名称

有間野小学校(有間野小学校(校舎))

根拠条例

松阪市立学校設置条例

設置年度

昭和43年度

担当部署

教育委員会事務局 教育総務課

財産区分

12 公共用財産

設置目的

小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。
なお、明治9年の有間野学校を創立し、その後、幾度の改称・統合を経て、現在に至る。

②建物の概要

設置形態

単独

用途地域等

区域外

駐車場(収容台数)

7 台

土地

敷地面積

4868.00 m²

所有者

市

借地期間・借地利

—

主たる建物

建物名称

有間野小学校(校舎)

構造・階数

鉄筋コンクリート・地上1階・地下0階

用途

校舎

建築年月日

昭和43年12月 1日

建物取得費

不明

延床面積

407.00 m²

所有者

市

耐震基準

旧耐震基準

耐震診断(実施年月)

平成15年

耐震補強(実施年月)

平成16年

万歴大
円・規
以計模
上画改
〜(修
3等
0の
0履

実施年度

対象建物

改修内容

費用(税込)

平成15年度

有間野小学校(校舎)【S01713】

窓枠改修

4,507,650 円

平成16年度

有間野小学校(校舎)【S01713】

耐震補強

47,193,300 円

リスク・高機能化対応度

管理・運営上の問題点

平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。

廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項

廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。

③管理・運営の概要および経費

利用時間

松阪市学校の管理に関する規則による

休館日

松阪市学校の管理に関する規則第4条による

運営形態

直営

委託期間(指定管理の場合)

自

年

月

日

至

年

月

日

管理者・運営者名

松阪市

業務内容

正規職員

人

労務員

人

再任用職員

人

非常勤職員

人

合計

0.00

人

施設の維持管理に係る経費

施設の運営・事業に係る経費

維持管理経費

766,147

運営・事業等経費

0

光熱水費

262,311

指定管理委託料

保守点検委託料

392,056

その他の経費

賃借料

0

②小計

0

修繕費

25,185

財源

補助金等収入

その他の経費

86,595

使用料等収入

0

人件費

0

その他収入

職員 等

0

非常勤職員

0

①小計

766,147

③年間収入合計

0

④合計(①+②)-③

766,147 円

市民一人あたりのコスト

4.56 円

④施設の状況

利用内容

単位

実績数(過去3力年)

H26

H27

H28

H28実績(詳細)

使用可能数

稼働率(%)

児童数

人

0

0

0

—

—

類似機能を有する公共施設

近隣にある公共施設

特記事項

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S01756	住所（所在地）	松阪市飯高町森1810番地2						
		施設名称	香肌小学校（森小学校校舎（飯高））								
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成 5年度					
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産					
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革について平成20年に森小学校、川俣小学校、波瀬小学校の3校が統合し、香肌小学校として創立された。								
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場（収容台数）	20 台			
	土地	敷地面積	16055.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる 建物	建物名称	森小学校校舎（飯高）			構造・階数	木造（柱10.5cm角超）・地上2階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	平成 6年 3月 1日	建物取得費	355,770,000 円			
		延床面積	1910.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準		
		耐震診断（実施年月）	不要			耐震補強（実施年月）	不要				
	万歴大 円・規 模上 画改 修 （3等 0の 0履	実施年度			対象建物			改修内容	費用（税込）		
		平成5年度			香肌小学校（校舎）			平成5年校舎改築	358,176,000 円		
		平成20年度			香肌小学校（体育館）			平成20年地震補強	108,557,400 円		
リスク・高機能化対応度											
管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。										
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による			休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による			運営形態	直営	
	委託期間（指定管理の場合）	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人	
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費					運営・事業等経費					
	光熱水費					指定管理委託料					
	保守点検委託料					その他の経費					
	賃借料					②小計					
	修繕費					財 源					
その他の経費					補助金等収入						
人件費					使用料等収入						
職員 等					その他収入						
非常勤職員					③年間収入合計						
①小計					市民一人あたりのコスト						
④合計（①+②）-③											
④ 施設の 状況	利用内容	単位	実績数（過去3力年）			H28実績（詳細）					
			H26	H27	H28	使用可能数	稼働率（%）				
	児童数	人	23	21	24	—	—				
	類似機能を有する公共施設				近隣にある公共施設						
	特記事項										

各棟の状況

[illegible]

【平成28年度】

③ 管理・運営の概要および経費

各棟の状況

[illegible]

【平成28年度】

①施設の基本情報

施設番号

S01761

住所(所在地)

松阪市飯高町波瀬675番地

施設名称

波瀬小学校(波瀬小学校校舎(飯高))

根拠条例

松阪市立学校設置条例

設置年度

平成2年度

担当部署

教育委員会事務局 教育総務課

財産区分

12 公共用財産

設置目的

小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。
なお、学校の沿革については明治8年創設の桑原学校、加波学校、乙栗子学校(3校は後の加波小学校)、明治10年の波瀬学校を起源に、幾度の改称・統合を経てきたが、平成20年に香肌小学校に統合、以後、休校となる。

②建物の概要

設置形態

単独

用途地域等

区域外

駐車場(収容台数)

10台

土地

敷地面積23801.00 m²

所有者

市

借地期間・借地利

—

主たる建物

建物名称

波瀬小学校校舎(飯高)

構造・階数

木造(柱10.5cm角超)・地上2階・地下0階

用途

校舎

建築年月日

平成3年3月1日

建物取得費

295,350,000円

延床面積

1812.00 m²

所有者

市

耐震基準

新耐震基準

耐震診断(実施年月)

不要

耐震補強(実施年月)

不要

万歴大
円・規
以計模
上画改
〜(修
3等
0履

実施年度

対象建物

改修内容

費用(税込)

リスク・高機能化対応度

管理・運営上の問題点

平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。

廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項

廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。

③管理・運営の概要および経費

利用時間

松阪市学校の管理に関する規則による

休館日

松阪市学校の管理に関する規則第4条による

運営形態

直営

委託期間(指定管理の場合)

自年 月 日至 年 月 日

管理者・運営者名

松阪市

業務内容

正規職員

人

労務員

人

再任用職員

人

非常勤職員

人

合計

0.00人

施設の維持管理に係る経費

施設の運営・事業に係る経費

維持管理経費

2,116,522

運営・事業等経費

0

光熱水費

613,862

指定管理委託料

保守点検委託料

1,261,278

その他の経費

賃借料

0

②小計

0

修繕費

196,560

財源

補助金等収入

その他の経費

44,822

使用料等収入

20,610

人件費

0

その他収入

職員等

0

非常勤職員

0

①小計

2,116,522

③年間収入合計

20,610

④合計(①+②)-③

2,095,912円

市民一人あたりのコスト

12.48円

④施設の状況

利用内容

単位実績数(過去3力年)H26H27H28H28実績(詳細)使用可能数稼働率(%)

児童数

人000— —

類似機能を有する公共施設

近隣にある公共施設

特記事項

各棟の状況

[illegible]

施設カルテ

【平成28年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S01763	住所（所在地）	松阪市飯高町粟野481番地					
		施設名称	川俣小学校（川俣小学校校舎（飯高））							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和58年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。 なお、学校の沿革について明治6年の川俣小学校、明治8年の田引小学校、粟野小学校を起源に、その後幾度の改称・統合を経てきたが、平成20年に香肌小学校に統合、以後、休校となる。							
② 建物の 概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場（収容台数）	15 台		
	土地	敷地面積	15871.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる 建物	建物名称	川俣小学校校舎（飯高）			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和59年 2月 1日	建物取得費	514,920,000 円		
		延床面積	2395.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断（実施年月）	不要			耐震補強（実施年月）	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画 改 （一） 修 3等 0の 0履	実施年度			対象建物			改修内容	費用（税込）	
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点	平成28年4月現在で、市内の小学校のうち、建設から30年以上経過している学校が36校中24校となっており、全体の約67%を占めています。児童数の減少と学校施設の老朽化が同時に進んでおり、喫緊の課題となっています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理・ 運営の 概要および 経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間（指定管理の場合）	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					0				
その他の経費					64,166					
人件費					0					
職員 等					0					
非常勤職員					0					
①小計					3,194,834					
④合計（①+②）-③					3,187,184 円					
					③年間収入合計					
					7,650					
					市民一人あたりのコスト					
					18.97 円					
④ 施設の 状況	利用内容		単位	実績数（過去3カ年）			H28実績（詳細）			
				H26	H27	H28	使用可能数	稼働率（%）		
	児童数		人	0	0	0	—	—		
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設						
	特記事項									

各棟の状況

[illegible]